鳥取県告示第396号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所 天神川漁業協同組合 倉吉市西倉吉町7-12
- 2 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第2号
- 3 認可に係る変更の内容 天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することに より、承認を受けなければならない。ただし、中 学生以下については、この限りでない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めると おりとする。

区分	遊漁料
身体障害者(身体障害者手	年間1,500円
帳所持者に限る。)	
遊漁に関する行事を主催す	1 日限り10,000円
る団体	
75歳以上の倉吉市、三朝	年間3,000円
町、北栄町、湯梨浜町に住	
所を有する者 (さお釣り及	
びたも網)	

3 略

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所(倉吉市 西倉吉町7-12) 又は組合が第8条第1項で定め る遊漁承認証(以下「遊漁証」という。) の発行 業務を委託した取扱所において納付しなければな (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする │ 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする 者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することに より、承認を受けなければならない。ただし、小 学生以下及び75歳以上の者については、この限り でない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めると おりとする。

区分	遊漁料
中学生	無料
身体障害者(身体障害者手	年間1,500円
帳所持者に限る。)	
遊漁に関する行事を主催す	1 目限り10,000円
る団体	

- 4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所(倉吉市 西倉吉町7-12) 又は組合が第8条第1項で定め る遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)の 発行業務を委託した取扱所において納付しなけれ

らない。

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2及び3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

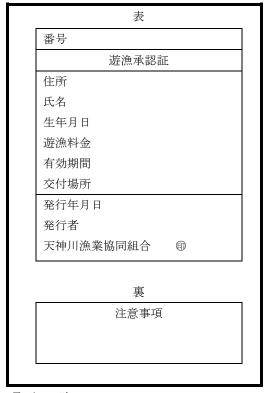
し、漁場監視員の要求があったときは、これを提 示しなければならない。

2及び3 略

ばならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 次の様式による遊漁承認証を交付するものとする。



2及び3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯 第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を 携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これ を提示しなければならない。

2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年6月1日。ただし、第7条第2項の改正規定は、平成25年1月1日。